2　取締役の任期

前述１により選任された取締役の任期は、更生計画認可決定日から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3　取締役の変更、補充又は増員

前述２の任期内に取締役の変更、補充又は増員の必要が生じた場合、裁判所の許可を得て管財人が選任する。変更又は補充により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一期間とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一期間とする。

第９章　少額債権等の弁済

管財人は、更生会社のぱちんこ・スロットホールの営業に不可欠な商取引債務の弁済によって事業価値を維持するため、開始決定後速やかに、裁判所から、会社更生法47条５項後段により、「借入金返還債務、社債償還債務、リース料支払債務、債務弁済契約に基づく債務及び損害賠償債務を除く一般の商取引債務のうち、債務総額300万円以下のもの（ただし、債権者が更生会社との間で従前の正常取引先としての取引条件で取引を継続する場合に限る。）」の弁済許可を得た。また、開始決定後同許可を得るまでの間に上記目的のために弁済が必要となる商取引債務については、裁判所から、会社更生法47条５項後段により、個別に弁済許可を得た。さらに、その他の債務のうち、更生会社のぱちんこ・スロットホールの営業に不可欠な商取引債務の弁済についても、裁判所から、会社更生法47条５項後段により、個別に弁済許可を得た。これらの許可に基づき、管財人は、対象となる更生債権について、総額46,578,119円の弁済を実施した。

当該弁済の実施により、更生会社は各取引先との間で従前の正常取引先としての取引条件にて取引を継続することが可能となり、また、それにより資金繰りに支障をきたすことを回避することができたことによって、事業価値を維持することができた。

なお、管財人は、貯玉・貯メダル（ぱちんこ・スロットにおいて、当たり等で得た出玉やメダルを景品に交換せずにそのままぱちんこ・スロットホールに預けておく場合があり、その預けた出玉やメダルのこと）の利用に係る債務についても、その利用拒絶による風評等による更生会社の営業への多大な悪影響を避けるため、裁判所から、会社更生法47条５項後段により許可を得て、利用を認めた。

第10章　その他の必要的記載事項

会社更生法167条１項６号及び７号に規定する事項は存在しない。

別表１ないし12　省略

東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ミ）第３号

茨城県日立市幸町２丁目１番10号

更生会社　株式会社金馬車

1　決定年月日　平成27年９月30日

2　主文　本件更生計画を認可する。

3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

4　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の概要

第１節　更生計画の基本方針

更生会社株式会社金馬車（以下「更生会社」という。）、更生会社株式会社大鳥（以下「大鳥」という。）、更生会社株式会社関東大鳥（以下「関東大鳥」という。なお、更生会社、大鳥、関東大鳥の３社を併せて「金馬車グループ」又は「更生会社等」という。）は、もともとは株式会社金馬車という商号の一つの会社であったところ、平成26年８月１日付け会社分割とそれ以前に行われた関東大鳥を設立した会社分割の２度の会社分割により３社体制となったものである。しかし現在においても、更生会社等は茨城県日立市所在の更生会社の本社において、資金面、運営面、取引面、人事面等のあらゆる面において一体的に事業運営を行っている。このたび、アンダーツリー株式会社（以下「アンダーツリー」という。）を３社のスポンサーとして迎えるにあたり、その支援のもとで引き続き20店舗（関東大鳥が運営する石岡店が平成27年５月24日に閉店されたことから、金馬車グループが運営する店舗数は20店舗となった。）について一体的に運営を行っていくためには、３社に分離された結果として生じた円滑な事業運営に支障のある現状を正し、一つの会社に復することが資金面、運営面、取引面、人事面等のあらゆる面において適切である。そこで、更生会社等は合併により一つの会社となったうえで、アンダーツリーの支援を受け、再建を図る。

具体的には、大鳥は、更生計画認可後、法令上必要とされる手続（営業上の許認可の承継を含む）が履践された後、速やかに大鳥を吸収合併存続会社として、更生会社を、次いで関東大鳥を合併する（これら合併後の存続会社は定款を変更し商号を「株式会社アンダーツリー東京」とする（第８章第３節参照）。以下「アンダーツリー東京」という。）。そのうえで、アンダーツリー東京は、法人格を維持したまま既存株式全部の無償取得、消却と100パーセント減資を行った後に、同日中に、募集株式の全てをアンダーツリーに割り当て、同増資額及びアンダーツリーからの融資額による支援を受ける。

更生会社は当該支援額と更生計画作成基準日である平成27年５月31日（以下「基準日」という。）時点での現預金残高を弁済原資として更生会社の一定の共益債権、更生担保権、優先的更生債権、一般更生債権（ただし、更生会社について更生手続を開始する旨の決定（以下「本件更生手続開始決定」という。）があった平成27年１月13日（以下「本件更生手続開始決定日」という。）以後の利息損害金を除く。）について全額の弁済を行う。

第２節　更生計画の骨子

第１　定義

本件一括弁済日とは、本件吸収合併効力発生日（第８章第１節第３に定義する。）の翌日以降、更生計画認可決定の確定日から３か月以内の日までの間で管財人が定める日をいう。

第２　弁済方針

前述第１節の基本方針に基づく更生債権等の弁済方針は、以下のとおりである。

1　更生担保権

確定更生担保権額の全額を、本件一括弁済日に、一括弁済する。

2　優先的更生債権

本件更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日までの間に生ずる延滞金等免除後の債権額の全額を、本件一括弁済日に、一括納付する。

3　一般更生債権

確定更生債権から開始後利息損害金等の免除を受けた弁済対象更生債権については、その全額を、本件一括弁済日に、弁済する。

なお、例外については、第３章第３節第２、３及び４を参照されたい。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生担保権の表示

確定した更生担保権は以下のとおりである。

確定更生担保権額　合計10,301,345円（別表６「更生担保権弁済計画表」）（債権者数　合計３名）

第２　権利の変更及び弁済方法

本件一括弁済日に、別表６「更生担保権弁済計画表」記載の「弁済額」欄記載の金額を支払う。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　優先的更生債権の表示

優先的更生債権の債権額は、以下のとおりである。

1　届出のある租税等の請求権

届出債権額　111,881,067円及び額未定（別表７「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」）（債権者数　合計17名）